

★★★ 流山市消費生活センターからの大切なお知らせ ★★★

**見守り
新鮮情報**

通信販売は クーリング・オフ できません

インターネット通販で靴を購入した。大きめのサイズを注文したが履いてみると窮屈だった。返品したいとメールしたところ「返品できない。利用規約にも書いてある」との返事だった。確かに利用規約には返品不可の記載があったので「それならクーリング・オフしたい」と伝えたが「通信販売にはクーリング・オフの適用はない」と回答が来た。

(60歳代)



ひとこと助言

購入の際は
利用規約を確認!



見守るくん

- インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品の可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。
- 特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられている場合があります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認することが大切です。
- 通信販売で購入する際は、事前に返品ができるかどうかや返品が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎玄

- 見守り新鮮情報 第471号（2024年1月16日）発行 独立行政法人国民生活センター

消費生活に関するご相談は⇒ 04-7158-0999（月～金 9:00～16:30）
流山市役所 第2庁舎2階 流山市消費生活センターへ【出前講座も随時受け付けてます】

消費生活に関することで分からぬことがあった時や悩んだ場合は消費生活センターへすぐにご相談ください。

見守り 新鮮情報

震災に便乗した 悪質商法に注意

事例1 見た目では自宅に被災はないが、訪問してきた工事業者に「このままで危ない。すぐに工事が必要だ」と言われた。

事例2 「保険金を使えばタダで住宅修理ができる」と言われたが本当か。

事例3 市役所を名乗り、義援金を集めると訪問されたが信用できるか。



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

- 地震等の災害が起こると、その際の混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけ込んだ便乗商法と疑われる相談が寄せられます。今後、トラブルが広がる可能性がありますので、注意が必要です。
- 住宅修理等の勧誘をされてもその場ですぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。頼んでもいいのに押しかけてきて、しつこく勧誘する事業者には特に注意してください。
- 「保険金が使える」と言われてもその場ですぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談してください。
- 公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めることがありません。募っている団体等の活動状況や使途をよく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

